

仮審査でエラーとなったら

毎月、〆切日までに請求していただいた障害福祉サービス費等の請求データについて、10日頃に提出いただいている請求データが当月本審査でエラーとならないかどうかを事前に審査することを**仮審査**と言います。

仮審査の結果、エラーとなった場合、「仮審査処理結果票」を提供しており、請求情報をそのままにしておくと本審査でもエラーとなるため**返戻になる可能性**がありますので、以下の例を参考に請求データを**訂正し再提出**してください。

この「仮審査処理結果票」にエラーとなった理由などを記載しておりますが、わかりにくい内容となっている部分等があるため本会へお問い合わせいただいているところですが、全道の事業所よりお問い合わせをいただいているため回答までお時間をいただきお待たせしている状況となっております。

つきましては、「返戻等一覧表」に記載されている主なエラーコードと対処法についてお知らせいたしますのでご活用いただければ幸いです。

※エラー内容については、「**役に立つ！返戻の対処法**」も参考にしてください。

例① エラーコード：EDO1「該当の請求情報は既に支払確定済です」

ECO1「該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています。」

既に決定（受付）した請求データと同じ請求データ（市町村・サービス月・受給者）が提出されている可能性がありますので、電子請求受付システムから請求情報をご確認願います。

既に決定（受付）した請求データと同じ請求データ（市町村・サービス月・受給者）が提出されていた場合は、電子請求受付システムから取下げ処理をして当月請求データ（正しいデータ）を提出願います。

※過誤予定であった場合は、市町村へご確認願います。

例② エラーコード：EG28「請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています」

- ① 契約内容報告書（確認リスト）に入力される「契約支給量」が、受給者台帳に登録されている「決定支給量」以上（超えている）であるとエラーになります。
- ② 月の途中に、初めてサービスを利用する受給者に対して作成される契約内容報告書（確認リスト）の「契約支給量」が、月途中であるため「開始年月日」から月末までの日数を超えてしまうことからシステムとしてエラーとなってしまいます。

※上記のエラーは警告のエラーとなりますので返戻になるかは市町村の判断となることから市町村へご確認願います。

例③ エラーコード：EH09「請求明細書の明細情報「サービスコード」に該当する受給者台帳の支給決定情報が存在していません」

EG12「受給者台帳にサービス提供年月日時点で有効な受給者の利用者負担上限額情報が登録されていません」

EN02「受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限管理事業所の「管理結果額」は設定できません。

EN29「請求明細書の請求額集計欄の「利用負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません。

など

エラーメッセージに「**受給者台帳**」と記載されているエラーについては、各市町村から本会へ提出されている受給者の情報と事業所から提出されてきた請求明細書の受給者情報に不一致が発生したため、エラーとなりましたので、各市町村へ受給者の情報についてお問い合わせいただき確認願います。

例④ エラーコード：EF18「事業所台帳にサービス提供年月日時点の情報が登録されていません」
PB60「事業所台帳の「常勤看護職員等配置加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません」
など

エラーメッセージに「**事業所台帳**」と記載されているエラーについては、北海道を經由して各総合振興局、振興局、札幌市、函館市、旭川市から本会へ提出されている事業所の情報と事業所から提出されてきた請求明細書の事業所が請求できる情報（支給決定サービスや加算など）に不一致が発生したため、エラーとなりましたので、各総合振興局、振興局、札幌市、函館市、旭川市へ事業所の情報についてお問い合わせいただき確認願います。

注意：エラーメッセージの前に「※」「▲」「★」の印があるエラーは、警告のエラーであり、市町村による2次審査で返戻となる可能性があるエラーとなります。